資料２－２

カタクチイワシ対馬暖流系群の資源管理について

令和８年10月29日

令和９管理年度TAC設定に関する意見交換会

水産庁

目　　次

１．TAC管理の経緯
２．資源管理の目標
３．漁獲シナリオ
４．ステップ2への移行について
５．翌管理年度との間の漁獲可能量の調整
６．資源再建計画について

1. TAC管理の経緯

令和4年3月3日	第1回資源管理方針に関する検討会（以下、SH会合）
令和5年2月15、16日	第2回SH会合
令和6年1月	TAC管理（ステップ1）開始
令和6年10月21日	令和7管理年度TAC設定に関する意見交換会
令和7年10月21日	令和8管理年度TAC設定に関する意見交換会
令和8年10月29日	令和9管理年度TAC設定に関する意見交換会

本日はここ

2. 資源管理の目標

項目	令和6管理年度～
目標管理基準値 ＝0歳及び1歳魚のMSYを達成するために 必要な親魚量	68千トン
限界管理基準値 ＝MSYの60パーセントを達成するために 必要な親魚量	32千トン
禁漁水準値 ＝MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量	4千トン

3. 漁獲シナリオ

- 親魚量が令和16年（2034年）に、少なくとも50パーセント以上の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、漁獲圧力を調節する。
  - ア　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、0歳及び1歳魚のMSYを達成する水準に調整係数（β=0.9）を乗じた漁獲圧力とする。
  - イ　親魚量の値が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
  - ウ　親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、漁獲圧力は0とする。
- ABCは、その年の資源量の予測値に、漁獲シナリオに従いその年の親魚量の予測値から得られる漁獲圧力を乗じて算出し、TACはABCを越えない値とする。

表1．将来の平均親魚量（万トン）

β ×漁獲圧	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2034年に親魚量がSB97%msy（6.8万トン）を上回る確率
1.0×F97%msy	1.1	0.9	1.7	2.8	4.2	5.4	6.1	6.5	6.7	44%
0.9×F97%msy			1.8	2.9	4.4	5.7	6.5	6.9	7.1	50%
0.8×F97%msy			1.8	3.0	4.7	6.1	6.9	7.3	7.5	56%
現状の漁獲圧			0.9	1.3	1.8	2.5	3.3	3.9	4.5	24%

表2．将来の平均漁獲量（万トン）

β ×漁獲圧	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
1.0×F97%msy	0.8	0.2	1.0	2.0	3.1	4.0	4.5	4.7	4.9
0.9×F97%msy		0.2	1.0	2.0	3.2	4.1	4.6	4.8	5.0
0.8×F97%msy		0.2	1.0	2.0	3.2	4.1	4.6	4.9	5.0
現状の漁獲圧		0.7	0.8	1.0	1.5	2.1	2.6	3.1	3.5

4. ステップ2への移行について

＜資源管理基本方針別紙2－39　第9の2＞

本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

5. 翌管理年度との間の漁獲可能量の調整

- 他のTAC資源で導入されている規定（ルール）は下表1. のとおり。
- 以下の組み合わせがルールの検討において重要となると想定。今後、関係者との意見交換を通じて案を策定し、ステークホルダー会合で議論していく。
  - ⑴ 発動要件の有無
  - ⑵ 繰入れ量
  - ⑶ 繰入れ分の処理（処理の内容と時期）

表1. 他のTAC資源で導入されている調整ルール

資源	発動要件	繰入れ量	繰入れ分の処理（内容）	繰入れ分の処理（時期）
ぶり（現在試行中）	なし	X年度TAC×α％ （αはリスク評価から決定）	未利用分をX+1年度TACに戻し入れ	X年度 漁獲実績 確定時
• さば類対馬暖流系群（R7管理年度以降） • まいわし太平洋系群 • さば類太平洋系群 • すけとうだら太平洋系群	X+1年度のABCが X年度のABCを上回ること	資源管理基本方針に定める条件、及び同別紙2に定める方法により算出される数量 ➡【スライド7】		
さば類対馬暖流系群（R6管理年度）	X年度再計算ABCが X年度のTACを上回ること	X年度再計算ABC−X年度TAC	未利用分をX+1年度TACに戻し入れ ＋ 条件を満たせば利用分の一部も戻し入れ ➡【スライド8】	X+1年度 資源評価結果公表時

表2. 関連する事項のスケジュール（かたくちいわし対馬暖流系群の例）

X−1年度資源評価結果公表（X年度のABC判明）	X年度資源評価結果公表（X年度再計算ABC、X＋1年度ABC判明）	X年度漁獲実績確定	X＋1年度資源評価結果公表（X年度再々計算ABC判明）
前管理年度の9月	管理年度の9月	翌管理年度の4月	翌管理年度の9月

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群　（参考）
管理年度途中の漁獲可能量の調整（令和7管理年度以降のルール）

1　当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、資源管理基本方針本則第1の2（4）②アの「科学的に妥当な条件」の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

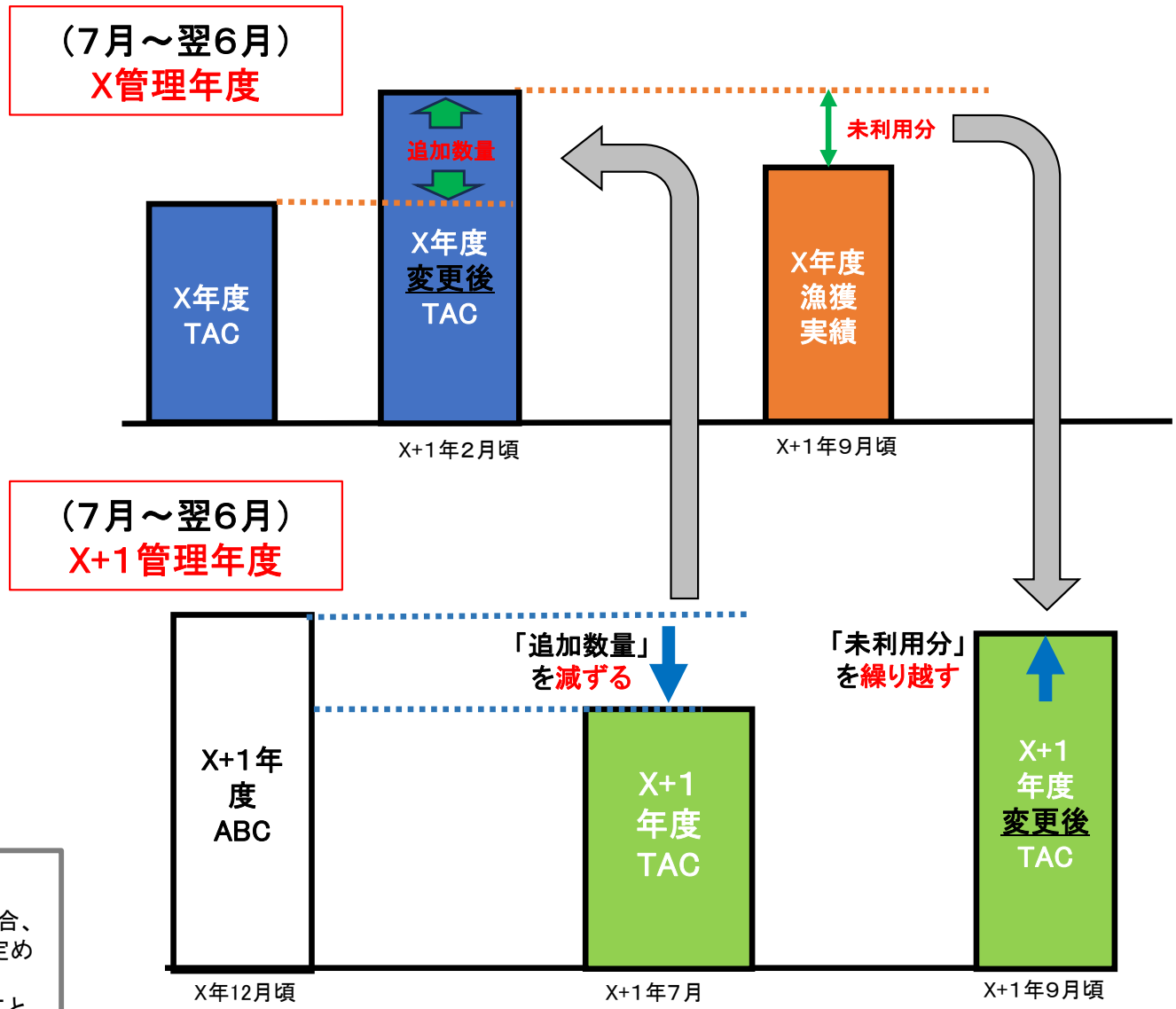
①　当該特定水産資源の親魚量が、令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

②　当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、追加数量を減じた数量とする。

③　漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

【科学的に妥当な条件】

①資源水準の値が目標管理基準値未満の水準にある場合、漁獲可能量の調整により、漁獲圧力が、漁獲シナリオに定められた漁獲圧力を超えないことが見込まれること。
②資源水準の値が、限界管理基準値以上の水準にあること。
③当該管理年度における漁獲可能量の調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。



まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群　（参考）
管理年度途中の漁獲可能量の調整（令和6管理年度の暫定的な措置）

暫定的な措置として、以下の方法により令和6管理年度の漁獲可能量を調整することができる。

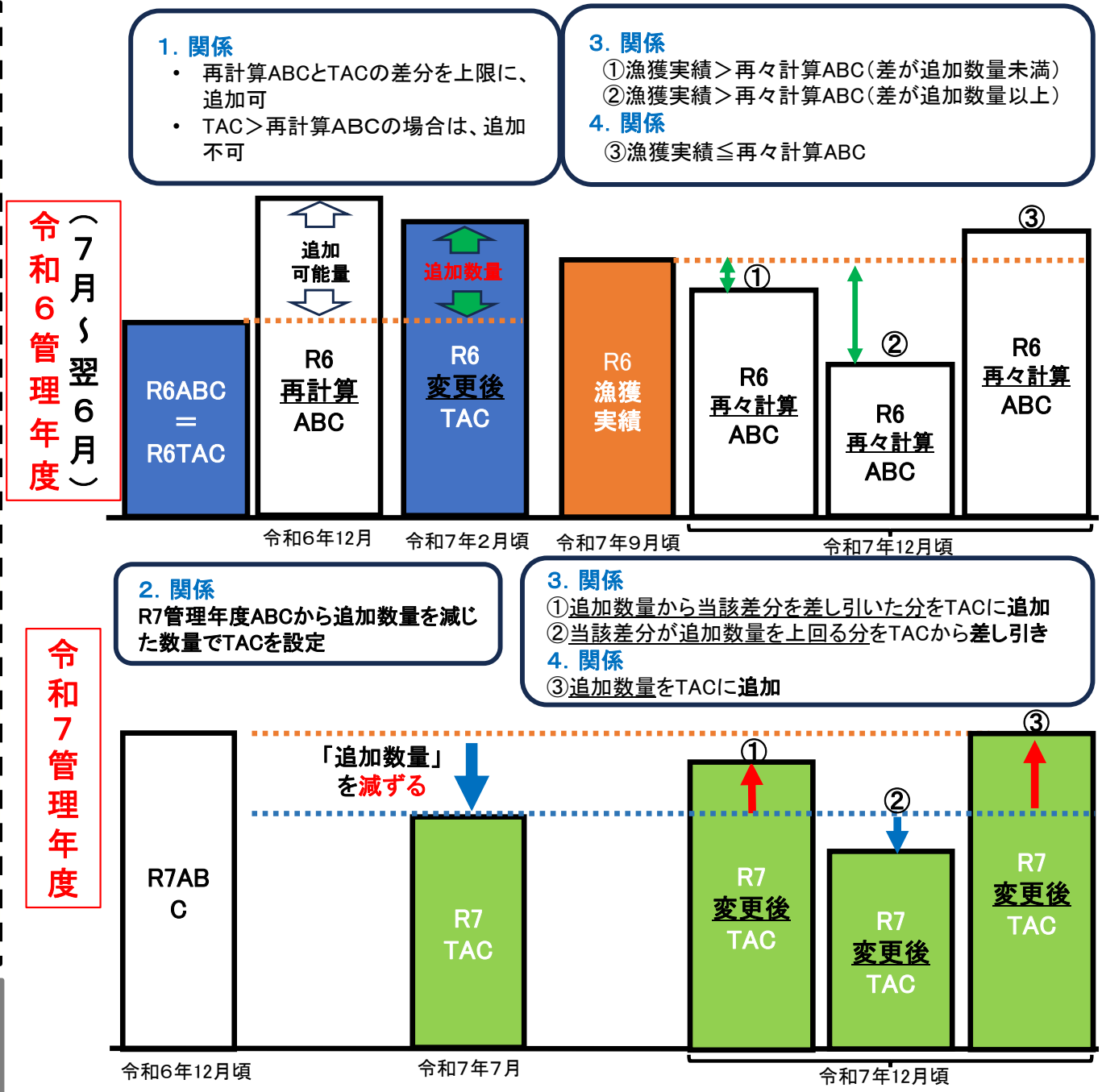
1．令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量と令和6管理年度の漁獲可能量の差分を上限に、令和6管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

2．令和7管理年度の漁獲可能量は、令和7年管理年度の生物学的許容漁獲量から、追加数量を減じた数量とする。

3．令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。当該差分が追加数量以上となる場合は、令和7管理年度の漁獲可能量から当該上回った数量を差し引く。

4．令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。

（※）上記暫定ルールについては、研究機関によるリスク評価が行われていない中で、入手可能な最善の科学的情報をもとに講じるもの。



6. 資源再建計画について

1 背 景

（1）本資源については、令和7年度に行われた資源評価（令和7年10月公表）において、令和6年漁期の親魚量の値（1.5万トン）、令和8年度に行われた資源評価（令和8年9月公表）において、令和7年漁期の親魚量の値（1.4万トン）、いずれも限界管理基準値（3.2万トン）を下回る状態にあることが判明した。

（2）資源管理基本方針の本則第2の3により、資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した水産資源について、当該資源水準の値が判明した管理年度の末日から2年以内に、当該資源水準の値を原則として10年以内に目標管理基準値まで回復させるための計画（以下「資源再建計画」という。）を定めることとされている。

2 今後の方針

上記1を踏まえ、今後、以下のスケジュールで関係者との議論等を進め、令和10管理年度（令和10年1月～）を始期とする資源再建計画を策定することとする。

＜スケジュール（案）＞

令和8年10月　令和9管理年度TAC意見交換会（本日）
　　関係府県、大臣許可漁業関係団体と協議
令和9年10月　令和10管理年度TAC意見交換会（資源再建計画案の提示）・パブリックコメント
　　（1か月間）
　　11月　水産政策審議会への諮問
令和10年1月　資源再建計画の適用開始